

7 その他の項目

税額計算以外の必要事項を記入します。

A 提出日・所轄税務署名・納税地・屋号・マイナンバー（個人番号）・氏名

提出日【第一表】

申告書を提出する年月日を記入します。

所轄税務署名【第一表】

納税地を所轄する税務署名を記入します。

納税地・屋号【第一表・第二表】

申告する事業者の納税地と電話番号、屋号をそれぞれ記入します。

マイナンバー（個人番号）【第一表】

申告する事業者のマイナンバー（個人番号）を記入します。税務署で本人確認を行うため、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

詳しくは、10ページを参照してください。

氏名【第一表・第二表】

申告者の氏名とフリガナを記入します。

※マイナンバーの記入は申告書第一表のみ

B (個人の方) 振替継続希望【第一表】

転居等により所轄の税務署が変わった場合で、転居前の振替口座を継続希望される方は○印をつけます。

※今回の確定申告で納付が発生しない方や税金が還付される方についても、今後振替納税の継続を希望される場合は、○印をつけてください。

(個人の方) 振替継続希望

C 課税期間・表題

課税期間【第一表・第二表】

個人事業者の方の課税期間は、原則として暦年（1月1日から12月31日まで）です。なお、税務署から送付する申告書には、課税期間があらかじめ印字してあります。

(注) 課税期間の記入は数字で記載してください。

表題【第一表・第二表】

表題のカッコ内に「確定」と記入します。

D 付記事項・参考事項【第一表】

割賦基準・延払基準等・工事進行基準・現金主義会計

特別な売上基準を適用している場合には、該当する売上基準の「有」に○印をつけます。適用していない場合は「無」に○印をつけます。

課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用

以下に示す課税標準額に対する消費税計算の特例を、売上げの全て、又は一部に適用している場合には、「有」に○印をつけます。適用していない場合は「無」に○印をつけます。

○ **税込価格を基礎として代金決済を行っている場合**
代金を領収するたびに、税込価格と、価格に含まれる消費税及び地方消費税相当額（1円未満の端数を処理した金額）を領収書等に明示しており、端数処理後の消費税及び地方消費税相当額の累計額を基に、課税標準額に対する消費税額を計算する方法。

○ **税抜価格を基礎として代金決済を行っている場合**
代金を領収するたびに、本体価格と、消費税及び地方消費税相当額とを、区分して領収し、その消費税及び地方消費税相当額の累計額を基に、課税標準額に対する消費税額を計算する方法（旧規則第22条第1項）。

控除税額の計算方法

step.14 (23ページ) で適用した計算方法に○印をつけます。

基準期間の課税売上高

令和3年分の課税売上高を記入します。

E 還付を受けようとする金融機関等【第一表】

還付申告となる場合（申告書第一表②欄の計算結果がマイナス（負の値）の場合）は、還付金の受取りについて、希望する振込先預貯金口座を記入します。

※ 預貯金口座の口座名義は、**申告者ご本人の氏名のみ**の口座をご利用ください。以下の場合は振込みできないことがあります。

・ 預貯金口座名義に、店名、事務所名などの名称（屋号）が含まれる場合

・ 名義が旧姓のままである場合

※ 納税管理人の指定をしている場合は、その納税管理人の名義の預貯金口座となります（公金受取口座の利用はできません）。

※ 一部のインターネット専用銀行については、還付金の振込みができませんので、振込みの可否について、あらかじめご利用の銀行にご確認ください。

i 銀行等の預金口座の場合

金融機関名、本支店名、預金種類、口座番号を記入します。

ii ゆうちょ銀行の貯金口座の場合

貯金総合通帳の記号番号のみを記入します。

・ 他の金融機関との振込用の「店名（店番）」及び「口座番号」は記入しないでください。

・ 記号部分と番号部分の間に1桁の数字（通帳再発行時に表示される「-2」などの枝番）がある場合は、その数字の記入は不要です。

記載例 ゆうちょ銀行の貯金口座を指定する場合

還付を受けようとする金融機関等	※記入不要	銀行	※記入不要	本店・支店
	※記入不要	金庫・組合	※記入不要	出張所
	※記入不要	農協・漁協	※記入不要	本所・支所
	※記入不要	預金	口座番号	※記入不要
		ゆうちょ銀行の貯金記号番号	1xxx0-xxxxxxxxxx	
		郵便局名等		※記入不要

※ ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望する場合には、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。

F (個人の方) 公金受取口座の利用【第一表】

公金受取口座への振込みを希望（既に公金受取口座の登録がお済みの方に限ります。）する場合は、○印をつけます。

※ 「還付を受けようとする金融機関等」を記載する必要はありません（記載があった場合、記載された預貯金口座に振込みを行います）。

※ 申告者ご本人の個人番号（マイナンバー）が正しく記載されていない場合や本人確認書類の不備等により本人確認ができない場合は、公金受取口座を利用することはできません。

(個人の方) 公金受取口座の利用

G 税理士法に基づく書面を提出する場合【第一表】

「税理士法第30条に規定する税務代理権限証書」及び「税理士法第33条の2に規定する計算・審査事項等を記載した添付書面」を提出する場合は、該当する箇所○印をつけます。

H 税額控除に係る経過措置の適用（2割特例）【第一表】

2割特例を適用する場合は、○印をつけます。なお、2割特例については9ページをご覧ください。

税額控除に係る経過措置の適用(2割特例) 42

I 改正法附則による税額の特例計算【第二表】

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、課税売上げを税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者が、税額計算の特例を適用して課税標準額を計算している場合には、該当する特例に○印をつけます。なお、税額計算の特例については7ページを参照してください。

これで申告書は完成しました。次のページで、完成した甲野商店の申告書を確認しましょう。

第3-(2)号様式

課税標準額等の内訳書

整理番号

個人事業者用

34ページ参照

34ページA参照

納税地	千代田区霞が関3-1-1 <small>(電話番号 03 - 3210 - ××××)</small>
(フリガナ)	コウノショウテン
屋号	甲野商店
(フリガナ)	コウノ タロウ
氏名	甲野 太郎

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合(10営業日)	<input type="radio"/>	附則38①	51
小売等軽減仕入割合	<input type="radio"/>	附則38②	52

34ページC参照

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

自 令和 5年 1月 1日
至 令和 5年 12月 31日

中簡申告 自 令和 年 月 日
の場合の
対象期間 至 令和 年 月 日

第二表

令和四年四月一日以後終了課税期間分

16~33ページ参照

課 税 標 準 額			十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円										
※申告書(第一表)の①欄へ			2 0 8 1 9 0 0 0										
課税資産の譲渡等の対価の額の合計額	3 % 適用分	②											02
	4 % 適用分	③											03
	6.3 % 適用分	④											04
	6.24 % 適用分	⑤	1 2 1 3 8 8 8 8										05
	7.8 % 適用分	⑥	8 6 8 1 8 1 8										06
(②~⑥の合計)		⑦	2 0 8 2 0 7 0 6										07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧											11
	7.8 % 適用分	⑨											12
(⑧・⑨の合計)		⑩											13
消 費 税 額			1 4 3 4 5 2 9										
※申告書(第一表)の②欄へ													
①の内訳	3 % 適用分	⑫											22
	4 % 適用分	⑬											23
	6.3 % 適用分	⑭											24
	6.24 % 適用分	⑮	7 5 7 4 1 1										25
	7.8 % 適用分	⑯	6 7 7 1 1 8										26
返 還 等 対 価 に 係 る 税 額													
※申告書(第一表)の⑤欄へ													
⑯の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱											32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲											33
(⑮~⑯の合計)		⑳	1 6 7 4 0 0										41
地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)	4 % 適用分	㉑											42
	6.3 % 適用分	㉒											43
	6.24%及び7.8% 適用分	㉓	1 6 7 4 0 0										44

(注1) ⑧~⑯及び⑱欄は、一般課税により申告する場合、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載しよ。 (注2) ㉑~㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。